

令和7年（2025年）2月21日

## 懲戒処分について

- 1 被処分者 中央区役所 副課長 （男性・46歳）当時病院局所属
- 2 処分内容 戒告
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）  
第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）2月21日
- 5 事実の概要 被処分者は、病院局で使用した薬品について、適正な費用化処理を行わなかったことにより、R3年度からR5年度における、実際の薬品（貯蔵品）の在庫と帳簿上の在庫に差異（3ヶ年計約2,800万円）を生じさせたもの。  
病院局で購入する薬品については、貯蔵品として購入し、実際に使用・処方した分を費用化している。被処分者は費用化予算が不足していたことを理由に、たな卸しに基づく薬剤部からの使用数報告数量を、事務局において過少に費用化するよう担当者に指示したもの。
- 6 関係者の処分 当時の部下1名を訓告、上司3名を嚴重注意とした。
- 7 その他
  - ・当該薬品の購入費用について、製薬販売会社への未払いは発生していない
  - ・薬品の購入から費用化までの流れのイメージは別紙参照

### 【参考】熊本市懲戒処分の指針

#### (7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告をし、又は故意に報告を怠り業務に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

問い合わせ先

病院局 事務局

総務企画課長 中村

(365-1711)

【薬品（貯蔵品）の流れ】

